

2018(平成30)年 月 日

●●県 ●●市 生活保護担当課 御中

福祉と司法の千葉県連絡協議会

千葉県社会福祉士会 会長

(承認が得られた会長名)

生活保護に関する「しおり」等の送付のお願い(ご依頼)

平素から国民・市民のための生活保護行政の実施にご尽力されていることに心より敬意を表します。

当会「福祉と司法の千葉県連絡協議会」は、福祉と司法の連携などを目的にして、2018年1月に千葉県の専門職団体(千葉県弁護士会、一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人千葉県社会福祉士会、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会、一般社団法人千葉県臨床心理士協会)が設立した団体です。

憲法25条が「健康で文化的な最低限度の生活」を営む生存権を基本的人権として全ての国民に保障し、生活保護法がこれを具体的に規定するというわが国の法制度に照らし、もし仮にそれぞれの地方自治体により、生活保護の運用に差が生じてしまえば、基本的人権擁護の観点からはもとより、国民間の平等や公平の観点からも問題が生じかねません。

職員の皆様が生活保護受給者や相談者と真摯に向き合っておられるのは実感しておりますが、日々の激務の中で現場の努力では対応しきれない困難もあるのではと推察いたします。

そこで、当会は、生活保護行政をともにより充実していきたいという「熱い」思いから、各地方自治体において作成されている、生活保護に関する「しおり」等に制度に関する正確な情報が記載されているか、利用当事者にとって分かりやすい表現となっているか、などを検討させていただきたいと考えております(なお、この結果については、公表を予定していません)。

つきましては、貴自治体において作成されている、生活保護に関する「しおり」(またはこれに類する書類)をご送付いただきたく連絡させていただきました。また、別添のアンケートにもご回答いただけると幸いに存じます。

ご多忙中にお手数をおかけして恐縮ですが、同封の返信用封筒にて、 月 日までに下記連絡先あてに返送していただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明点等ございましたら、お手数ですが、下記連絡先（及川智志）までお問合せいただくよう重ねてお願い申し上げます。

（本件の連絡先）千葉県松戸市本町5 - 9 浅野ビル3階 市民の法律事務所
弁護士 及川智志 電話 047(362)5578
FAX 047(362)7038 メールアドレスshimin.lo@nifty.com